

議案第 77 号

小松島市競輪事業臨時従事員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市競輪事業臨時従事員の給与等に関する条例（令和元年小松島市条例第 30 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

小松島市長 中山 俊 雄

## 小松島市競輪事業臨時従事員の給与等に関する条例の一部を改正する 条例

小松島市競輪事業臨時従事員の給与等に関する条例（令和元年小松島市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和元年小松島市条例第9号」の次に「。以下「会計年度任用職員給与条例」という。」を加える。

第9条第1項前段中「小松島市職員の給与に関する条例（昭和32年小松島市条例第20号。以下「給与条例」という。）第20条から第20条の3まで」を「会計年度任用職員給与条例第25条第1項及び第3項」に改め、「第3項に定める者を除き」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第1項中「パートタイム会計年度任用職員としての在職期間」とあるのは「臨時従事員としての名簿登録期間」と、同条第3項中「会計年度任用職員として任用され、」とあるのは「臨時従事員として従事員名簿に登録され、」と、「パートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期」とあるのは「臨時従事員として従事員名簿に登録された者の名簿登録期間」と、「前会計年度における任期」とあるのは「前会計年度における名簿登録期間」と、「任用に係る」とあるのは「名簿登録期間に係る」と、「第1項の任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員」とあるのは「名簿登録期間が6箇月以上の臨時従事員」と読み替えるものとする。

第9条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

別表中「4, 944」を「5, 130」に、「4, 980」を「5, 166」に、「5, 016」を「5, 202」に、「5, 052」を「5, 238」に、「5, 088」を「5, 274」に、「5, 124」を「5, 310」に、「5, 160」を「5, 346」に、「5, 196」を「5, 382」に、「5, 232」を「5, 418」に、「5, 268」を「5, 454」に、「5, 304」を「5, 490」に、「5, 340」を「5, 52

6」に、「5, 376」を「5, 562」に、「5, 412」を「5, 598」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条第1項の規定は、令和4年6月1日から適用する。ただし、別表の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

(期末手当の内払い)

2 改正後の第9条第1項の規定を適用する場合には、小松島市競輪事業臨時従事員の給与等に関する条例に定める期末手当として令和4年6月30日に支給された給付は、改正後の同条例の規定による期末手当の内払とみなす。